■ 環境市民会議(略歴) ■

昭和60年 緑化·環境市民委員会発足

平成5年 第三期基本構想•長期計画制定

(地球環境等に言及した初めての長期計画)

平成9年 武蔵野市の環境施策に関する市民会議発足

(環境基本計画の策定等を提案)

平成11年 環境基本条例制定

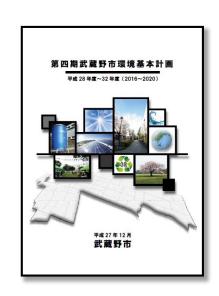
(環境市民会議の設置も規定)

同年 環境市民会議発足

同年第一期環境基本計画策定

平成27年 第四期環境基本計画策定

(環境市民会議での議論を経ての策定)



■ 環境市民会議(武蔵野市環境基本条例)

(環境市民会議)

第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、 及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

- 2 市民会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 年次報告書に関すること。
 - (3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。
- 3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。